

## 契 約 書

岩手県（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、岩手県福祉総合相談センターにおける清掃業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

第1 甲は、別紙「福祉総合相談センター清掃業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託した。

2 乙は、委託業務の執行に当たっては、仕様書に従い、これを誠実に実施しなければならない。

第2 委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第3 委託料の額は、年額\_\_\_\_\_円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額\_\_\_\_\_円）とする。

2 甲は、前項の委託料を毎月分割し、月額\_\_\_\_\_円を支払うものである。

第4 契約保証金は\_\_\_\_\_円とする。

2 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として業務委託料の100分の5以上の額を甲に納めなければならない。ただし、岩手県会計規則（平成4年3月31日規則第21号）第112条に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

第5 甲は、乙に対して、委託業務の実施に関しその作業に立会いし、又は必要な事項を指示することがある。

2 乙は、委託業務の実施に関し必要があると認める場合は、甲の指示を受けるものとする。

第6 乙は、委託業務の着手前に、委託業務に従事させる者（以下「従事者」という。）の名簿を甲に提出しなければならない。提出後異動があった場合もまた同様とする。

2 甲は、従事者のうち、委託業務に従事させることを不適当と認める者については、その理由を明示して乙に従事者の交替を求めることができる。

第7 乙は、委託業務を実施した都度、清掃業務実施報告書等を甲に提出しなければならない。

2 乙は、毎月の業務が完了した場合は、すみやかに「福祉総合相談センター清掃業務完了報告書」（様式第1号）及び「福祉総合相談センター清掃業務委託料請求書」（様式第2号）を甲に提出するものとする。

3 甲は、前2項の規定による書類を受領した場合は、当該書類を審査し、必要に応じて

実地調査を行い、委託業務の実施の状況がこの契約に適合すると認めるときは、書類を受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に委託料を支払うものとする。

第8 甲は、第7第2項の規定による書類を受理した場合において、委託業務の実施の状況がこの契約の内容に適合しないと認める場合は、これに適合させるための措置をとるべきことを乙に対して指示するものとする。

2 乙は、前項の規定による指示に従って措置した場合には、その結果を甲に報告するものとする。

第9 甲は、自己の責に帰すべき事由により、約定期間内に委託料を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未払い額につき年 \_\_\_\_\_ パーセント(注1)の割合で計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

注1 令和8年4月1日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率とする。

第10 甲は、乙が自己の責に帰すべき事由により、規定の業務を欠いた場合は、当該日1日につき契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した順につき年 \_\_\_\_\_ パーセント(注2)の割合で計算した違約金を徴収する。

注2 令和8年4月1日において適用される会計規則第117条第1項で規定する違約金の徴収率とする。

第11 甲は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 天災地変その他この契約締結後に生じた事情の変更により、委託業務の実施を継続する必要がなくなったとき

(2) 乙が、委託業務を実施できなくなったとき

第12 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したとき

(2) 甲が行う調査を妨げ、若しくは甲が求める報告を拒み、又は、第5第1項若しくは第7第3項の規定による甲の指示に従わなかったとき

(3) 乙が次のいずれかに該当するとき

ア 役員等(乙が代表者、役員(執行委員を含む。))又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為

の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して賃金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

カ 再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当すること知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の相手方としていた場合（カに該当していた場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、損害賠償として契約金額の100分の5に相当する額を甲に納付するものとする。

**注3 契約保証金を免除した場合、記載することとする。**

第13 乙は委託業務の遂行のため使用する機械、器具及び材料について、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

2 前項に規定する機械、器具及び材料は、乙が負担するものとする。

第14 乙は、清掃従業員控室及び清掃用具置場として甲が指定する地階17.00㎡を使用することができる。また、業務で必要とする施設及び設備を甲の承認を受けて使用することができる。

2 甲は、乙に対し委託業務に必要な水源（温水を含む）、電力等の光熱水を無償で提供するものとする。ただし、乙は、その使用にあたっては、効率的な使用に留意しなければならない。

第15 乙は、委託業務の実施に当たっては、甲の施設及び設備について善良な管理者の注

意をもって取り扱わなければならない。

第16 乙の代表者又は使用人、従事者は、委託業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第17 乙は、自己の責に帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

第18 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得たときはこの限りではない。

第19 乙は、委託業務にかかる経理を明らかにした関係書類を整備し、令和14年3月31日まで保存するものとする。

第20 この契約により難い事項が生じたとき又はこの契約に疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙は、記名押印してそれぞれその1通を保有するものとする。

令和8年4月1日

甲 岩手県

契約担当者

岩手県福祉総合相談センター所長

乙

様式第1号

令和 年 月 日

岩手県福祉総合相談センター所長 様

所在地  
受託者 名 称  
代表者名 印

福祉総合相談センター清掃業務完了報告書

貴殿と契約を締結している標記業務委託について、下記のとおり完了したので報告いたします。

記

- 1 契約期間 令和 年 月 日～ 令和 年 月 日
- 2 今回実施期間 令和 年 月 日～ 令和 年 月 日
- 3 特記事項

様式第2号

令和 年 月 日

岩手県福祉総合相談センター所長 様

所在地  
受託者 名称  
代表者名 印

福祉総合相談センター清掃業務委託料請求書

貴殿と契約を締結している標記業務委託について、締結した契約の内容により下記のとおり請求いたします。

記

1 請求金額

一金 円

ただし、福祉総合相談センター清掃業務委託料、令和 年 月分として

2 振込先